

Japan tax alert

英国国外配当免税制度と日本タックスヘイブン税制

2008年11月24日のプレ・バジェット (PBR) で英国の国外配当免税制度の導入が発表されました。本紙では、日系英国子会社および当該英国子会社の海外子会社に関し、当該国外配当免税制度の導入が日本のタックスヘイブン税制 (CFC ルール) に与える影響を検討します。

日本の CFC ルールに影響を与える PBR の改正点

今回の PBR では、英国における国外所得の課税制度につき多くの変更点折り込まれています。法案の詳細は 12 月に発表される予定ですが、制度の大枠は PBR で発表されております。

- **国外からの配当金は英国で非課税となります。** 当該配当免税制度を利用した租税回避行為は租税回避防止規定により防止される予定です。日本の CFC ルールの観点から見ると、**英国法人が当該免税規定を適用するにあたり、最低保有株式比率の要件は付されていないことが問題となります。**
- **国外配当免税制度の導入に伴い英国の CFC ルールも変更されます。** 適格配当政策免除規定 (“ADP”) および持株会社免除規定は廃止されます。それらに替わって 24 ヶ月継続テストが導入される予定です

英国子会社を保有する日系企業のポイント

日本の CFC ルールの内容については後述をご参照下さい (参考欄も別途ご参照下さい)

日系企業にとって本件 PBR により以下のリスクが発生する可能性があります:

- 1 国外配当を受取る英国子会社につき、日本の CFC ルールにより日本で課税が発生するリスク
- 2 英国持株会社の傘下企業につき、日本の CFC ルールにより日本で課税が発生するリスク
- 3 日英両国の CFC ルールにより課税された税金につき税額控除を受けられないリスク

これらの論点は以下のとおりです。

1. 国外配当を受取る英国子会社に与える影響

- 公表された PBR の資料によると、英国での国外配当免税規定には最低株式保有比率の要件が含まれていません。
- したがって、日本の CFC ルール上、英国法人の実効税率を計算する際に当該英国法人が受取る国外配当金を除外して計算することはできません。
- 結果として、英国法人に 25% 超の実効税率を確保できるほどの別の課税所得が充分になれば、日本の CFC ルールが適用されます。この場合、当該英国法人の未処分所得の内、株式保有比率に応じた金額が日本の親会社 (海外子会社株式を直接保有する日本の会社) にて課税されます。すなわち、**英国の所得につき約 40% の課税が日本で発生します。**
- 日本の CFC ルールに該当する会社とは、実効税率が 25% 以下で、かつ適用除外基準に該当しない法人となります。
- 日本の CFC ルール上、主たる事業が株式保有業である法人は適用除外基準を適用できません。そのため、適用除外基準に該当しない英国事業会社の他、海外子会社株式を保有する英国持株会社 (事業を有しない SPV) は特に注意が必要となります。
- 海外子会社株式を保有する日系英国子会社は早急に配当免税制度の影響を検討し、そのリスク額や事業再編成を含む解決策を検討していかなければなりません。

2. 英国持株会社の傘下の海外子会社に与える影響

- 日系企業の中には、日本の CFC ルールの回避を目的として英国法人をブロッカーとして利用している企業も多くあります。すなわち、実効税率が 25% 以下である海外子会社が日本の CFC ルールの適用を回避するため、英国持株会社の傘下に当該海外子会社を置き、英国持株会社に対して配当します。この場合、英国持株会社が日本に配当しなくても、英国で 28% の税金が課せられているために、日本の CFC ルールが適用されることはありません。
- しかし、このようなスキームは、英国配当免税制度の導入後、最低株式保有比率の要件の有無を問わず機能しなくなります。すなわち、日本の CFC ルールの対象となる当該海外子会社の所得に対しては、日本で 40% の税金が発生することになります。

- 日本の CFC ルール上、課税対象留保金額を計算する際、支払配当金は未処分所得から控除されますが、その支払い配当金は配当金を受取る親会社において 25% 超の課税がなされていることが条件となります。その親会社の所在地国において、資本参加免税制度や配当非課税制度がある場合には、未処分所得から支払配当金を控除できないこととなります。
- したがって、英国法人が受取る海外子会社からの配当は日本の CFC ルールにより、その持分比率に応じて日本で課税されるかもしれません。
- 以上より、日本の CFC ルールの回避を目的としてプロテクターを利用するスキームは早急に対応策を講じなければならぬか否か見直す必要があります。

3. 日英CFCルールの変更による二重課税リスクの増加

- 海外子会社の所得に対し、英国の CFC ルールにより英国にて課税が発生した場合、当該税金は日本にてすぐには控除対象となりません。さらに、当該海外子会社に対し、日本の CFC ルールが適用された場合には、その所得に対する実効税率は約 68% となります。
- その後の事業年度にて当該海外子会社の所得を配当により日本まで持ってきた場合に英国の CFC および日本の CFC ルールにて課税された税金は日本にて控除の対象となりうる可能性があります。しかしながら、現在日本でも国外配当免税制度の導入を検討しており、これに伴い間接外国税額控除の廃止も検討されています。当該間接外国税額控除制度が廃止されれば、英国の CFC ルールにより課された税金は税額控除の機会を失い、二重課税が生じる可能性があります。
- このように日系企業は英国 CFC ルールによる課税負担による影響を検討すると共に、日英両国の CFC ルールの課税関係の取り扱いにつき注意を払う必要があります。

上記事項に関し、ご不明な点や貴社固有のアドバイスが必要である場合には、弊社担当者または下記の日本デスク担当者までご連絡頂ければ幸いです。

Japan Tax Desk team

Johji Sato	020 7213 5407	johji.sato@uk.pwc.com
Bo-In Kim	020 7804 6737	bo.in.kim@uk.pwc.com
Richard Johnston	020 7804 5117	richard.r.johnston@uk.pwc.com
Yoji Kiyomiya	020 7804 1382	yoji.x.kiyomiya@uk.pwc.com
Yuichi Sugiyama	020 7804 0210	yuichi.x.sugiyama@uk.pwc.com

参考

日本 CFC ルールの概要

日本の CFC ルール上、日本法人の海外子会社であって、その実効税率が 25% 以下であり、かつ、適用除外基準にも該当しない場合には、その法人の所得に対し税金(約 40%)が課されます。

海外子会社の実効税率の計算上、同国内の法人から受取る配当金および同国内の税法で規定する最低保有株式比率以上を保有していることを条件に配当非課税とされる国外配当については、除外されます。すなわち、このような国内および国外配当については、日系企業の海外子会社において日本の CFC ルール上、不利益を被ることはありません。逆に言えば、当該国の税法上、最低保有株式比率の要件が設定されずに国外配当が非課税扱いとなる場合には、実効税率を計算上、当該非課税配当を含めて 25% の判定を行わなければなりません。

また、海外子会社の主たる事業が株式・債券の保有、工業所有権や著作権等の提供、または船舶・航空権の貸付けなどを主たる事業とする場合には、適用除外規定の適用はありません。適用除外規定を受けるには、実体基準、管理支配基準および非関連者基準(または所在地国基準)を満たす必要があります。